

地域主権改革の断行について

政府は、地域主権改革を「一丁目一番地」の政策であるとして、この国の在り方を改めると高らかに宣言し、昨年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱では、「明治以来の中央集権体質からの脱却」などの崇高な理念を示し、地方としても、政治主導により、大綱に掲げる方針が着実に実行されるよう期待したところである。

しかしながら、これまで「国と地方の協議の場」の法制化など、一定の進捗は認められるものの、地域主権改革に係る多くの課題は山積されたままであり、いまだ先が見通せない状況にある。

特に、大綱の柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、関係省庁の抵抗により、「アクション・プラン」において事務・権限移譲の基本とされた広域的实施体制に係る制度・人員移管等の枠組みや移譲対象出先機関に係る中間取りまとめが先送りされるとともに、ハローワークや直轄道路・直轄河川等の移管についても地方からの提案・要請に対する真摯な姿勢が見られないなど、地方としては改革の停滞・後退を懸念せざるを得ない。

こうした状況の中、野田総理は、先日開催された地域主権戦略会議において、国の出先機関改革について、来年の通常国会に関係法案の提出を行うことを明言し、さらに、閣僚懇談会において、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の一つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜く覚悟を示した。

政府においては、国民に約束した地域主権改革の原点に立ち返り、真の分権型社会の実現のため、総理自らが表明したとおり、政治のリーダーシップを発揮して、出先機関の原則廃止をはじめとする地域主権改革の諸課題について、断固たる決意のもと実行するよう強く要請する。

平成23年10月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成